

# 令和7年度老人保健福祉施設整備補助金等算出資料

整備計画書の提出に当たっては、下記を参考に資金計画を立ててください。

なお、令和7年度施設整備補助に係る県予算が未確定であることから、補助単価が減額される可能性があります。

当該算出資料は整備計画書の提出に際し、統一した条件で資金計画を審査するために便宜上設定するものであり、この補助金額を確約するものではないため御注意ください。

## 1. 老人保健福祉施設整備補助金

### (1) 補助金の対象施設

- ①特別養護老人ホーム（定員30人以上）
- ②介護老人保健施設（定員30人以上）
- ③介護医療院（定員30人以上）
- ④養護老人ホーム

### (2) 補助金の対象整備区分

対象施設	整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築
介護老人保健施設	創設、改築
介護医療院	創設、改築
養護老人ホーム	改修、改築

### (3) 整備区分ごとの整備内容

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改修	既存のユニット型以外の施設をユニット型（これに準ずるものを含む。）に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。
改築	既存施設を取り壊して、定員を増加させずに新たに施設を整備すること。

### (4) 補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、施設整備に必要な工事費又は工事請負費とする。

### (5) 補助金の対象者及び金額

施設区分	補助対象者	補助単価	単位	補助率
特別養護老人ホーム	市町、地方独立行政法人 又は社会福祉法人	ユニット型 3,375千円	定員数	定額
		従来型 2,560千円		
介護老人保健施設 介護医療院	市町、社会福祉法人 又は医療法人	25,000千円	施設数	定額
養護老人ホーム	市町、地方独立行政法人 又は社会福祉法人	3,375千円	定員数	定額

(注1) 補助金額については、予算の範囲内において、1(4)で定める補助金の対象経費と上記の表により算出された金額と比較して、少ない方の額を交付するものとします。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとします。

※補助単価については、令和7年度整備の単価として確定したものではないため、減額になる場合がありますので、十分御注意ください。

(注2) 補助対象者の市町については、一部事務組合を含みます。

- (注3) 介護老人保健施設及び介護医療院に係る補助対象者については、上記のほか、厚生労働大臣が定める者に該当する事業者を含みます。
- (注4) 養護老人ホームについては、多床室からユニット型（これに準ずるものを含む。）への改修は調整率0.50を、非ユニット型の個室からユニット型（これに準ずるものを含む。）への改修は調整率0.25を乗じるものとする。

## 2. 地域医療介護総合確保基金事業補助金

### (1) 補助金の対象施設

- ① 特別養護老人ホーム（定員30人以上）
- ② 介護老人保健施設（定員30人以上）
- ③ 介護医療院（定員30人以上）
- ④ 養護老人ホーム（定員30人以上）

### (2) 補助金の対象整備区分

対 象 施 設	整 備 区 分
特別養護老人ホーム	創設、増築
介護老人保健施設	
介護医療院	
養護老人ホーム	

(注) 整備区分ごとの整備内容は、1(3)で定めるものと同じ。

### (3) 補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、開所等に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費とする。

### (4) 補助金の対象者及び金額

施 設 区 分	補 助 対 象 者	補 助 単 価	単 位	補 助 率
特別養護老人ホーム	市町、地方独立行政法人 又は社会福祉法人	914千円	定員数	定額
介護老人保健施設	市町、社会福祉法人 又は医療法人			
介護医療院				
養護老人ホーム	市町、地方独立行政法人 又は社会福祉法人			

(注1) 補助金額については、予算の範囲内において、2(3)で定める補助金の対象経費と上記の表により算出された金額と比較して、少ない方の額を交付するものとします。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとします。

**※補助単価については、令和7年度整備の単価として確定したものではないため、減額になる場合がありますので、十分御注意ください。**

(注2) 特別養護老人ホームにショートステイ用居室を併設する場合、当該ショートステイ用居室も補助の対象となります。

(注3) 補助対象者の市町については、一部事務組合を含みます。

(注4) 介護老人保健施設及び介護医療院に係る補助対象者については、上記のほか、厚生労働大臣が定める者に該当する事業者を含みます。